

【三浦市】

土砂災害避難勧告、避難指示発令基準

準備情報 基準	避難準備 情報	<ul style="list-style-type: none"> ①土砂災害警戒情報が三浦市に発表された ②大雨警報が発表され、かつ、1時間雨量 50mm 以上の降雨が観測された ③台風等の上陸接近が予想される ④その他、今後の気象状況等により災害発生のおそれがある状態
------------	------------	---

避難勧告 基準・避難 指示基準	避難勧告	<p>土砂災害警戒情報が三浦市に発表され、かつ、下記のどちらかの条件があてはまる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ①土砂災害危険箇所の巡視において、前兆現象（斜面の亀裂、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラックが発生）が確認された ②同区域内で、住民から小規模のがけ崩れの通報が複数あった
	避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ①近隣で土砂災害による人的被害もしくは住家の半壊以上の被害が発生した ②近隣で土砂移動現象、前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面崩壊、沢水の水位低下等）が確認された

高潮災害にかかる避難情報発令の判断基準

- 1 避難すべき区域としては、津波浸水想定区域の範囲内とします。
- 2 避難勧告及び避難指示は、以下の基準を総合的に判断して発するものとします。

準備情報 基準	避難準備 情報	上記に定める避難準備情報基準による
------------	------------	-------------------

避難勧告 基準・避難 指示基準	避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ①高潮警報が発表された ②海岸にかかる水防警報が発令された ③風向・風速などから、越波・越流の危険性が非常に高いと判断される
	避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ①高潮により人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断される ②海岸堤防の倒壊や決壊のおそれがある ③異常な越波・越流が発生する

※水防警報…水防法に基づき、国土交通大臣又は知事が、それぞれ指定する河川、海岸又は湖沼において洪水又は高潮による災害の発生が予想される場合、国土交通大臣の指定する河川等については知事が、水防の必要を認めて発する警報

※高潮警報…神奈川県水防計画（平成 21 年 4 月）第 8 章より「台風による海面の異常上昇によって重大な水害が起こるおそれがあると予想される場合、その旨を注意して行う予報」。